

令和元年台風第19号の災害による自動車リサイクル法の登録・許可等の有効期間の延長について

○令和元年台風19号による災害が、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく「特定非常災害」に指定され（令和元年10月18日閣議決定）、これを受け、令和元年10月28日に環境省告示第23号が発出されました。

○これにより、以下の①～④に該当する者のうち、令和元年10月10日以降に有効期間が満了する者は、環境省告示第23号の特別措置が適用され、当該許可の有効期間が令和2年3月31日まで延長されます。

- ① 特定被災区域内において、引取業を行う者
- ② 特定被災区域内において、フロン類回収業を行う者
- ③ 特定被災区域内において、解体業を行う者
- ④ 特定被災区域内において、破砕業を行う者

※神奈川県所管内の特定被災区域；平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、箱根町、湯河原町、愛川町及び清川村（政令市、保健所設置市除く）

○環境省告示第23号の延長措置に該当する場合は、お持ちの登録等通知書または許可証のまま、令和2年3月31日まで引取業等を行うことができます。なお、登録等通知書または許可証の書き換えを希望する場合は、以下の問合せ先までご連絡ください。また、期限の延長を行わずに手続きを行った際は、従前通り公益財団法人日本自動車リサイクル促進センター(JARC)への登録も併せて行うようお願いいたします。

#### <問合せ先・申請窓口>

問合せ先・申請窓口	所在地・電話番号	事業所の所在地
県央地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1（県厚木合同庁舎） (046)224-1111（代表）	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1（県平塚合同庁舎） (0463)22-2711（代表）	平塚市、秦野市、伊勢原市、寒川町
県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1（県小田原合同庁舎） (0465)32-8000（代表）	小田原市、南足柄市、大井町、松田町、箱根町、湯河原町

※なお、事業所の所在地が、川崎市、相模原市及び茅ヶ崎市の場合は、各市にお問い合わせください。

このページに関する問合せ先  
神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課  
指導グループ (045)210-4156・4159